

令和 5 年度 地域包括支援センター運営事業評価について

1 趣旨

多摩市では高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、地域包括ケアにおける中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図ると規定している。

これに基づき、平成 28 年度（平成 27 年度末に実施）に地域包括支援センターの充実と効率的な運営を図るため、人員体制と業務内容に応じた地域包括支援センターの役割と担当地区の見直しを行い、高齢支援課に基幹型地域包括支援センターを設置した。

また平成 29 年に改正された、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに必要な措置を講じなければならないこととされた。また厚生労働省老健局では平成 30 年に全国の地域包括支援センターで統一して用いる評価指標を策定しており、これを踏まえた地域包括支援センター運営協議会等での検討を通じて適切な人員の確保や業務の重点化・効率化を進めることとしている。

このような経過を踏まえ、各地域包括支援センターが抱える課題や目標を明確にすることで、基幹型地域包括支援センターと連携しながら、高齢者を総合的に支援するため、地域包括支援センター運営事業評価を行う。

2 目的

- ① 地域包括支援センターが、公平性・中立性を確保し、より一層の業務充実を図る。
- ② 評価結果を各地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センター間で共有し、共に業務改善に向けた取組を行っていく。
- ③ 評価の結果を次年度の年間計画に反映することで、市内 5箇所の地域包括支援センターの一定の水準を確保する。

3 評価対象

- ・委託型多摩市地域包括支援センター 5箇所 ※以下、「委託型包括」
- ・基幹型多摩市地域包括支援センター（高齢支援課含む） ※以下、「基幹型包括」

4 評価方法

[委託型包括]

- ・委託型包括による自己評価
- ・自己評価の内容について委託型包括と基幹型包括で協議
- ・協議の内容を踏まえた評価の決定

[基幹型包括]

- ・基幹型包括による自己評価
- ・自己評価の内容について基幹型包括と委託型包括で協議
- ・協議の内容を踏まえた評価の決定

5 評価概要

項目	内容
評価結果	「達成・未達成」の2段階評価
評価方法	評価指標に基づき自己評価を行い、委託型包括と基幹型包括で自己評価の結果について確認し、最終評価を決定
評価指標	厚生労働省の全国で統一して用いる評価項目を元に、独自の項目を追加及び整理した評価項目
評価指標数	【委託型包括】40項目 【基幹型包括】46項目

6 評価スケジュール

時期	内容
令和5年5月	令和5年度運営方針を元に評価指標を作成し、委託型包括と共有
令和5年7月	第1回地域包括支援センター運営協議会にて評価指標について報告
令和5年11月	委託型包括及び基幹型による自己評価の実施（評価実施期間）
令和5年12月	市担当者による委託型包括ヒアリング及び総合評価実施
令和6年1月	第2回地域包括支援センター運営協議会にて評価結果の報告及び令和6年度運営方針の策定
令和6年3月	第3回地域包括支援センター運営協議会にて令和6年度活動計画の報告